

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																						
地区名	上冷田区域（仮称）																																						
事業箇所	豊田市冷田町地内																																						
事業のあらまし	上冷田区域（仮称）は愛知県の中中部、豊田市の東部に位置し、保全対象として要配慮者利用施設である冷田こども園、人家2戸が被害想定区域内に位置し、土砂災害防止法により平成25年3月に特別警戒区域にも指定を受けている急傾斜地崩壊危険箇所である。地質は強風化花崗岩で、崖高が18m、勾配47°であり、非常に危険な状態であるため、冷田こども園及び人家の保全を地元住民から強く要望を受けている箇所である。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 ・人家2戸、冷田こども園（要配慮者利用施設）を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】 ・なし																																						
事業費	事業費																																						
	内訳																																						
	1.5億円 ■工事費 1.20億円、■用補費 0.05億円、■その他 0.25億円																																						
事業期間	採択予定年度 平成28年度 着工予定年度 平成29年度 完成予定年度 平成33年度																																						
事業内容	重力式擁壁工 L=140m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性																																						
	判定																																						
	地山の風化等の影響により施設の災害防止機能の不足が見られ、放置すれば重大な災害につながるおそれがある。このため、早急な防災対策を実施し、保全対象を保全する必要がある。 A A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																						
②事業の実効性	1) 事業計画																																						
	判定																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td></td> <td></td> <td>1.20</td> <td></td> <td></td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table>			H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←	→					用地補償		←	→				工事・擁壁工			←	→			事業費（億円）				1.20			0.30
		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																
工種区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償		←	→																																			
	工事・擁壁工			←	→																																		
事業費（億円）				1.20			0.30																																
	2) 地元の合意形成																																						
	判定																																						
	地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成は図られていると判断する。 A A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																						
III 対応方針																																							
妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【主な評価内容】 ・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																							